

未成年者の契約

条件満たせば無効に（2013年9月17日掲載原稿）

未成年者は、社会的経験も浅く、判断能力も十分とはいえないので、民法では「未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為は、取り消すことができる」としています。

未成年者契約の取り消しを行うために必要な条件は以下のとおりです。

- ①契約時の年齢が20歳未満で結婚をしたことがないこと
- ②法定代理人（通常は父母）が同意していないこと（原則として父母が共同で同意していないと有効な同意にはなりません）
- ③法定代理人から、処分を許された財産（小遣い）の範囲内でないこと
- ④法定代理人から許された営業に関する取引でないこと
- ⑤未成年者が詐術を用いていないこと（ただし未成年者が単に成年であると告げたり、同意を得ていると言ったりしただけでは詐術には当たりません）
- ⑥法定代理人の追認（事後の同意）がないこと
- ⑦成年に達した後で追認したり、代金を払ったりしていないこと
- ⑧時効（未成年者が成年になったときから5年間、または契約から20年間）になっていないこと

これらの条件を満たしていれば、未成年者自身、または法定代理人のどちらからでも取り消しできます。

取り消しをすると、契約時にさかのぼって、最初から無効なものとされ、代金支払いの義務はなくなります。支払った代金があれば、返還請求できます。

受け取った商品やサービスは、現在の状態で返還すればよく、利益が残っていなければ返還する必要はありません。例えば、ダイエット食品を購入して一部を食べてしまっても、残っている分を返還すれば足りることになります。

ただし、携帯電話を利用してサービスの提供を受けた場合に、その利用料の支払いを命じた裁判例もあるので注意が必要です。

取り消しの意思表示は、口頭でも有効ですが、後日のトラブルを避けるために書面で通知しましょう。